

筑紫女学園大学同窓会紫友会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は筑紫女学園大学同窓会紫友会と称する。
- 第2条 本会は所在地及び事務局を筑紫女学園大学構内（太宰府市石坂 2-12-1）に置く。
- 第3条 本会は会員相互の連携を密にし、親睦を深め、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 筑紫女学園大学の後援
 2. 会員相互の親睦交流を図る活動の支援事業
 3. 会員情報の管理
 4. 会報の発行
 5. 奨学金・奨励金の給付
 6. その他、本会の目的達成に相当と認められる事業

第2章 会員及び客員

- 第5条 本会の会員は、筑紫女学園短期大学卒業生、筑紫女学園大学卒業生及び同大学院修了者とする。
- 第6条 本会の客員は、筑紫女学園大学及び筑紫女学園短期大学の現・旧教職員とする。
- 第7条 その他、会員あるいは客員として役員会で認められた者。

第3章 幹事及び役員

- 第8条 本会に次の幹事及び役員を置く。
1. 幹事 卒業時の各学科（専攻）より2名、大学院は若干名を選出
 2. 役員 会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名、常任幹事7名（1名は事務局から）
会計監査2名
 3. 名誉会長
 4. 顧問
- 第9条 幹事は全体幹事会、総会に参加し本会の企画運営にあたる。
- 第10条 役員は会員中より会員の推薦によって全体幹事会にはかり、総会において選出する。
- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 第12条 副会長は会長を補佐し、会長の事故のあるとき、その職務を代行する。
- 第13条 役員任期は2ヵ年とし、重任を妨げない。欠員のあるときは、これを補う。
但し、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 名誉会長は母校の学長とする。
- 第15条 顧問は客員中より名誉会長が推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会務について助言する。

第4章 会議

- 第16条 本会の会議は役員会、全体幹事会、総会とする。
- 第17条 役員会は会長が招集し、副会長が議長となる。
- 第18条 役員会は決算書および予算案を作成し、会の活動ならびに業務の運営について審議する。
- 第19条 全体幹事会は毎年3月と総会前(事前幹事会として)の年2回開催し、福岡市近郊の幹事を招集する。
- 第20条 全体幹事会は総会に提出する議案に関する事項を審議する。

第 21 条 総会は年次総会と臨時総会とする。年次総会は原則として毎年 6 月第 2 日曜に開催し、臨時総会は特に必要があるとき会長がこれを招集する。

第 22 条 年次総会は次の事項を処理する。

1. 事業計画及び予算の承認
2. 事業報告と及び収支決算の承認
3. 役員の選出
4. 会則の改正
5. その他必要と認める事項

第 23 条 審議事項については参加者の 3 分の 2 以上の賛成による決議を要するものとする。

第 5 章 会計

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 本会会員は入会金、会費等を次のように納める。

1. 入会金：入会時に 10,000 円を納入する。
2. 会費：毎年 2,000 円を納入する。
3. 奨学・奨励金：奨学・奨励金基金として 1 口 1,000 円（何口でも可）を寄付することができる。
4. 寄付金：寄付金として受け入れる。
5. 臨時に会費を徴収する必要のあるときは、総会の決議を経なければならない。

第 6 章 支部

第 26 条 本会に地方支部を置くことができる。

第 27 条 支部には支部長 1 名を置き、その他役員については、各支部独自の方法でこれを選出する。

第 28 条 支部長は本部の方針に協力し、支部会員の親睦と相互扶助を図り、その活動状況を本部に報告する。

附則

本会会則は昭和 43 年 5 月 21 日に施行する。

附則

本会会則は令和 7 年 4 月 1 日に施行する。